第29回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 22 日 (金) 14:00~:16:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、阿藤委員、安部委員、佐々木委員、首藤委員、 津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

総務省統計局長、総務省統計局統計調查部長、財務省大臣官房総合政策課調查統計官、文部科学省生涯学習政策局調查企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調查統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調查統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府 大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、 千野総務省政策統括官付統計企画管理官

- 4 議 事 (1) 重要検討事項の審議
 - (2) 重要検討事項の追加等について
 - (3) その他

5 議事概要

○樋口部会長 それでは、ただいまから第 29 回「基本計画部会」を開催いたします。 本日は縣委員、井伊委員、宇賀委員、椿委員が所用のため御欠席でございます。

本日は第 27 回会合で暫定的に決定いたしました重要検討事項のうち、3つ取り上げて 議論していきたいと思います。

まず、ワークライフバランスの状況を把握するための関係統計整備。

- 2番目として、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備。
- 3番目として、前回の積残しでございます行政記録情報等の活用。

以上、3点について御議論いただきたいと思います。

まず、ワークライフバランス及び非正規雇用に関わる事項に関しまして、関係府省の取

組状況などについてヒアリングを行います。また、行政記録情報等の活用につきましては 前回、十分時間がとれなかったということでございますので、今回改めて事務局から調査 研究の結果について御報告いたします。

また、7月 **14** 日締切りで事務局から意見聴取させていただきました重要検討事項の追加等について、御検討をその後いただくことにしております。

では、まずお手元の資料の紹介をお願いします。

○内閣大臣官房統計委員会担当室長 それでは、まずお手元の資料ですけれども、資料1 「平成22年度統計法施行状況報告」。

資料2「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書における第2ワーキンググループの検討結果(ワークライフバランスの状況を把握するための関係統計の整備)」。

資料3「平成22年度統計法施行状況報告(ワークライフバランス部分の抜粋)」。

資料4「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書における第2ワーキング グループの検討結果(非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計の整備)」。

資料 5 「平成 22 年度統計法施行状況報告 (非正規雇用関係部分の抜粋)」。

資料 6 「行政記録情報等の活用の推進について (現状と課題)【未定稿】」。 御確認ください。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。

まず、ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備に関します取組みに つきまして、総務省と厚生労働省に御説明お願いします。

〇総務省統計局国勢統計課労働人口統計室長 総務省統計局でございます。

委員の皆様方には日ごろ統計局の各種調査に御指導、御支援いただきましてありがとうございます。当方では現在、基本計画と昨年の法施行状況の審議結果等で御指摘いただいた事項を十分に踏まえまして、労働力調査、就業構造基本調査の調査内容の見直しの検討を進めているところでございます。ということで、本日は 22 年度以降の検討状況について御報告させていただきます。

まずワークライフバランス関係ということで、資料2と資料3の総務省統計局の取組み部分でございますけれども、少子高齢化が進む我が国社会にとって少子化、ワークライフバランスに関する実態の把握につきましては、大変重要な課題と認識しているところでございます。これらに関する項目につきましては既に調査の中で盛り込まれているものも一部あるところでございますけれども、基本計画の中で指摘いただいた事項を踏まえまして、24年就業構造基本統計調査におきまして新たに追加すべき項目について現在、外部有識者も交えました「雇用失業統計研究会」を開催して、検討を進めているところでございます。

就業構造基本調査の方では現行におきましても配偶の状況ですとか、15歳未満の子どもにつきまして各歳別の人数を把握するということで、少子化やワークライフバランスに関する事項というのは既に把握している部分もあるところでございますけれども、更に充実を図る方向で考えているところでございます。

例えば今後、少子高齢化によります労働力人口の減少を補うために、女性を始めとした 多様な人々の労働市場への参加を促進していくことが重要と言われておりますが、そうし た子育ですとか介護をしながら働いている人の状況をより詳細に分析できるようにする ために、普段の育児や介護の状況、あるいは育児休業ですとか介護休業等の所得状況が把 握できるような質問の追加などを検討しているところでございます。

今年実施いたします平成 23 年社会生活基本調査では、昨年既に統計委員会の方で御審議いただいたところでございますけれども、労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備するという基本計画の御指摘を踏まえまして、個人の年間収入や健康状態といった基本計画で御指摘いただいた事項は、すべて盛り込んで調査を行うこととしております。

昨年の法施行状況審議結果で御指摘がありましたワークライフバランスに関する意識調査項目の点につきましても、今回の調査では実際の1週間の就業時間に対しまして、希望する1週間の就業時間を新たに把握する予定としております。

以上のとおりでございます。ワークライフバランスに関しまして可能な限り把握できるよう努力しているというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

- ○樋口部会長 厚生労働省、お願いします。
- ○厚生労働省統計情報部企画課統計企画調整室 厚生労働省統計情報部でございます。

ワークライフバランスに関しましては資料3をご覧いただきたいと思いますが、基本計画の中で就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点ということで、必要事項の追加について検討するとされておりますけれども、これに関しましては右欄にございますように、既に取り入れたものが真ん中辺に書いてございますが、雇用動向調査におきましては入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けたところでございます。

縦断調査は3本ございますが、21世紀出生児縦断調査におきましては就業、出産、子育てなど。21世紀成年者縦断調査におきましては、これにつきましても就業、結婚、出産の状況、子育てなど。中高年縦断調査におきましても就業、介護の状況などについて調査をするようにしております。

基本計画の左欄でございますけれども、縦断調査につきましては新たなコーホートの追加を検討することになってございまして、出生児縦断調査におきましては 22 年度に新たなコーホートを追加しまして、昨年 12 月に調査を実施しております。21 世紀成年者縦断調査におきましては、新たなコーホートの追加は財政事情により概算要求にも盛り込まれなかった状況でございますが、24 年度以降、概算要求して実現に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

資料2に戻っていただきまして、昨年のワーキンググループで指摘を受けた点でございますけれども、全般的には先ほど総務省さんが「雇用失業統計研究会」を開いているとい

うお話がございましたが、厚生労働省におきましても「厚生労働統計の整備に関する検討会」というものを立ち上げてございまして、そちらの方で今いろいろ有識者の御意見を賜りながら検討をしているところでございます。こちらにつきましてはお互い総務省さんの検討会には我が省の者が、こちらの検討会におきましても総務省さんにもオブザーバーとして参加していただいておりまして、なるべく関連づけられるような形で検討を進めていくという取組みをしているところでございます。

最近の動きというか、成果を御紹介いたしますと、資料 2 (ii) でございますけれども、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連づけるために必要な調査項目を追加するというところにおきまして、専門的でございますが、厚生労働省の労働統計調査におきましては常用労働者という概念がございます。これは雇用契約期間が1か月を超える者について常用労働者と定義づけておりますけれども、総務省さんの調査、いわゆる労働力調査、就業構造基本統計調査などでは常雇という概念がございまして、これは雇用契約期間が1年以上というところで1か月、1年というふうに差がつたいものでございまして、名前も違っているのですけれども、この辺が若干関連づけられるようにということで、統計局さんの調査におきまして雇用契約期間を調査項目に入れていただけるような働きかけを今しております。具体的に今そういった形で調査をしていただける方向と聞いております。ということで、そういった形で若干前進があったということを御紹介したいと思います。

以上でございます。

- ○樋口部会長 それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ありましたらお願いいたします。阿藤委員、どうぞ。
- ○阿藤委員 御説明ありがとうございました。

1つは、この検討の中心になっている「雇用失業統計研究会」というのがずっと挙がっていますけれども、これはこの問題について特につくられたものなのか、以前からあるものの中で議論しているのか。

というのは、タイトルからすれば労働の専門家の集まりみたいな感じがして、まさにワークライフバランスを議論する場合に例えば労働以外の家族の専門家とか、人口の専門家とか、そういう人も有識者の専門家の中には入っているような構成になっているのかどうかが1つです。

もう一つは、資料3の左上に配偶関係以下のことに関して既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討するという文面になっているのですが、1つのベースとしてはこういった問題、特に結婚とか出産などの家族形成に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査というものが5年ごとに行われている。これは一般調査ですけれども、それを全部カバーする必要はないのですが、いわゆる労働と結婚、出産・子育ての分野を含んだようなより大規模な調査で、より安定したパラメータが得られるような調査はできないのかということが、

検討したときの1つの眼目だと思うのです。それが新規の調査の創設にはならず、恐らく 案としては就業構造基本調査でそれを行う。そういう結論になったということで、こうい う対応になっていると思うのですが、その検討結果といいますか、新規の調査は難しかっ たのかどうかとか、その辺りの検討の状況をお聞かせ願いたいなと思う次第です。

- ○樋口部会長 それでは、まず総務省統計局からお願いします。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 1点目の雇用研の構成でございますけれども、「雇用失業統計研究会」は毎年度雇用失業問題を検討するために、私どもの方で開催しているものでございます。今回、基本計画の方で御指摘いただいている中でも、就業と結婚とか出産あるいは介護といった関係との分析とか、雇用との関係という観点も大分入っておりますので、この「雇用失業統計研究会」を活用して検討させていただいてございます。

基本計画の方で指摘されておりました大規模調査の創設の可能性という点でございますけれども、この点についての検討は別の部署の方で行われたのですが、結論としては新しい調査をなかなか新たに設けるというのは難しい面もありますので、就業構造基本調査も5年に一度でありますけれども、サンプル数で言えば100万人とした大規模調査でありますので、まずはこれをできるだけ活用してやるという方向で考えたいということでございます。

- ○阿藤委員 第一点のメンバーの点についてお答えがなかったような気がするのですが。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 人口関係の専門家という意味では、確か に入っていないところはあるのですけれども、少子化とかそういう観点を十分踏まえて検 討させていただいてございます。
- ○樋口部会長 厚生労働省に2番目のお話を聞きますか。大規模調査について。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 大規模とは言えませんけれど も、先生御指摘のありましたように出生動向基本調査や、21世紀成年縦断調査といった一 般統計の方でこういった結婚時期などについて着目した調査を一応行っていますので、現 在の枠組みだとこれを維持していくという形でどうかと考えているところでございます。
- ○樋口部会長 阿藤先生、どうぞ。
- ○阿藤委員 こういった非常に厳しい予算状況で、恐らく内々には御検討なさって代替案もいろいろ考えられたと推察するんですが、多分非常に難しいということで現行のもので拡充していくという結論になったんだろうと、善意に解釈しますとそういうことになると思います。その場合も就業構造基本調査そのもののフレームを、例えばこういうファミリーライフバランスみたいなものと、ワークライフバランス等を詳しく分析するために例えば標本を少し増やすとか、あるいは今までの調査票で言うとある程度質問票が手いっぱいだというときに、こういうものをどんどん付け加えてくると調査対象者の負担という問題も出てくるというときに、そこら辺りの御検討は既になさっているのかどうか伺いたいと思います。

- ○樋口部会長 どうでしょうか。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 サンプル数を更に増やしてはということですけれども、先ほど申し上げたように既に人員ベース 100 万人、45 万世帯ということで、もともと構造調査として十分なサンプル数あるということでございます。

それから、昨今のいろいろ政府の財政事情などもありまして、サンプルを増やすという 部分は難しい面がある。ただ、1点申し上げれば世帯の人口規模が縮小していますので、 精度を前回並みに確保するためにそれに見合う分の世帯数の増加は要求する方向では考え ています。

- ○樋口部会長 調査の合体というのも考えられて、例えば就調と縦断調査、これは厚生労働省がやっているものです。幾つかのサンプルについて例えば就調の1%を縦断調査にしていくというのだと大分変わってくるのかなと思うんですが、そういうものは御検討なさっているのですか。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 そこまで考えてはおりません。
- ○樋口部会長 どうぞ。
- ○厚生労働省統計情報部長 縦断調査の場合、標本を固定することになりますから、例えば就調は無作為のランダムの抽出を毎回おやりになっていると思うんです。その中に縦断調査のサンプルを重ねて入れるというのは有意の抽出になってしまうんです。
- ○樋口部会長 いや、就調は5年に1回ですから、その間は固定で毎年縦断調査できるわけですね。CSPとかほかがやっている調査と同じです。
- ○厚生労働省統計情報部長 その場合、パネルの方が5年間しか続けられなくなる。
- ○樋口部会長 そこは幾らでもできるはずです。また詳しいことはあれしますが。阿藤委 員、どうぞ。
- ○阿藤委員 標本数を増やすというところをもう少し厳密に言いますと、要は結婚、特に第一子の出生とか、そういうことをする層というのは非常に限られているんです。先ほど 100 万人とおっしゃったけれども、それは全部の層を含めた 100 万人であって、いわゆる子育て期間はある程度限られたところです。そこになると大分標本が小さくなりますね。 例えばそういうところをある程度拡張するとか、そういうことは考えられないかという質 間になります。
- ○樋口部会長 どうでしょうか。
- ○総務省統計局長 大変難しい課題をいただいていると思います。多分、通常のランダムサンプリングで特定の年齢層だけ厚く抜くというのは、今の世帯が均質に分布している中では極めて難しく、ほとんど不可能に近いだろうと思うのです。ですから推計のときにどうやって工夫するかというのが恐らく限界ではないかと思いますので、その分析の手法をどうやっていくかというところで、また特に有識者の方々と御相談してまいりたいと思います。

阿藤先生が最初の方におっしゃっていた、もっと出産力とか家庭の状況と労働の状況を

組み合わせた調査がもっと深くできないかということで、我々もいろいろ検討してみたのですが、やはり相当深い質問をたくさんしていかないといけないという制約がどうしても出てきまして、なかなかこの基本計画をつくった当初ほどのアンビシャスな意向にまでは達することができなかったというのが正直なところでして、そこら辺はちょっと今後またどうやって対応していったらいいか引き続き考えてまいりたいと思いますけれども、今の状況はそこまでということでございます。

- ○樋口部会長 佐々木委員、どうぞ。
- ○佐々木委員 質問は2つあったのですけれども、1つは阿藤委員と同じですから省略しますが、2つ目は先ほど離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。これは私が知らないものですから質問するんですけれども、例えば結婚のために離職しました、出産のために離職しましたというのと、もう少し掘り下げて保育所がないから辞めざるを得なかったとか、旦那の理解がないから辞めざるを得なかったとか、いろいろあると思うのです。

ワークライフバランスというものを突き詰めていくと、そういうことも必要になってくるのではないかと思って、その辺がどうなっているのかということと、今までは結婚、出産、育児が主たる理由だったのですけれども、これから介護の時代になっていきます。そのときに、かなり前にも質問したことあるんですが、介護のために辞めましたということになっているのか。介護と言ってもいろいろありますから、親の介護のために辞めざるを得なかった。それもまた先ほどと同じようにサポートしてくれる施設がないとか、身寄りがないとかいろいろあると思うのです。そこまで突っ込むべきかどうかという議論もありますけれども、そういうことになっているのかどうか聞きたい。

- ○樋口部会長 これは私も関連する質問がありまして、これは辞めた人だけに質問をしているのです。継続就業、子どもが生まれても辞めなかった人というのは対象は、はずれるのです。入ってこないのです。だから辞めた人だけを分析しても、辞めないで何で済んだんだということの方が、そういう情報も重要かなと思ったのですが、併せて。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 御説明します。

離職理由については雇用動向調査の離職票で、これは事業主が書いていただく形になっておりまして、その中で離職理由としては結婚、出産、育児、介護という3つに分けて調査をしておりまして、それより掘り下げたような理由というのは調査票のスペース上の問題もありまして、それ以上掘り下げたような設問とはなっていない状況でございます。

これについては離職された方についてだけということで、就業継続の方については調査の対象とはなっていない状況でございます。雇用動向はもともと入職、離職の出たり入ったりのところを調査しますので、継続の方については今のところ調査の対象としておりません。そこの調査をするのは結構難しいのかなという気がしております。

現状としては以上でございます。

○樋口部会長 むしろ御希望として、そういった項目は入れられないのかというお話です

ね。

○総務省統計局長 統計局の就業構造基本調査には、離職の理由の中に介護によるものかどうかというものが入っております。したがって、介護がどの程度の理由かとか、そこら辺の細かいところまではわからないんですが、ある程度の大きな数の枠はとれるということになると思うんです。それをどうやって掘り下げていくかということかと思うんですけれども、1つの方法としては就業構造基本調査は個人について家庭の状況をいろいろ調べておりますので、そういうところと組み合わせて分析するというのが可能になるかと思いますので、今の佐々木委員がおっしゃったところのピンポイントまでは行かないかもしれないんですが、そういう分析の工夫をすればある程度アプローチができるかもしれない。そういう意味で分析の方から少し工夫してみたらどうかなと思いました。

- ○樋口部会長 津谷委員、どうぞ。
- ○津谷委員 縦断調査について、特に成年者縦断調査について 23 年度概算要求に盛り込まれず、新しいコーホートの追加ができなかったとありまして、24 年度以降、概算要求することを検討するということでしょうか。それとも、概算要求するかどうかも決まっていないということなのでしょうか。

これをお尋ねするのは、新しいコーホートを付け加えられませんと、特に成年者調査は 非常に落ちが多いので、統計的に問題が出てきます。調査の方法の変更も実はコストカットのためであったと私は理解しております。つまり、従来の調査員調査から郵送調査になった。出生児調査では大丈夫だから成年者調査もということではなく、2つの調査の背景は全く違うと思っております。成年者調査は政策的にも、また実施が難しいということも含めて調査の意味が大きい、重要性が大きいと考えております。そういう意味でも調査が先細りになってしまって、また調査のやり方が変わってしまうと、恐らくデータの質や回答率にも影響があると思うのですけれども。新しいコーホートの追加は検討なさるということで、概算要求するかどうかも決まっていないということなのでしょうか。パネル調査は後でまたやり直すことができませんので、貴重な情報がどうなっていくのかと心配しております。この辺のところをもう少し詳しくお聞かせください。

- ○樋口部会長 お願いします。
- ○厚生労働省統計情報部長 成年者縦断調査は昨年、概算要求できなかったのは非常に申 し訳ないと思っております。現在、私どもとしては厚生労働省内で予算要求の調整をして いるわけでございますが、そこでは統計情報部としてはやりたいということで出しており ます。

政府の方の概算要求基準はまだ今年の場合、決まっておりませんので、現時点ではここまでしか書けない。できるだけ努力はしてまいりたいと思います。できれば応援をしていただければと思います。

○樋口部会長 むしろ私はやるべきかどうか、いろいろ議論があるのではないかと思いま す。縦断調査というのはかなりの推計方法を工夫することによって、個票を利用すること によってその効果が出てくるのかなと思いますので、実施する以上は匿名データ化をして、 それを研究者に利用できるような状況をつくっていただきたいと思います。これは作表し てもなかなか匿名データの効果というのは出てこないと思いますので、そこを御検討いた だければと思います。

○厚生労働省統計情報部長 特定した匿名データのようなものをつくることの必要性とか、そういうことは非常によく理解しておりますが、そもそも統計法で言っている統計というのは集計表であります。それをこの法律に基づいて調査をやっている以上、集計をベースにしたものの考え方をして、そしてそれで予算要求をしていって、集計した形でデータを提供する以外の選択肢はないわけでございまして、集計を目的とせずに調査を行うということは、これは統計ではなくて、むしろデータベースを別途整理するような話だと思います。それは実はそういうものをやるのが果たして政府の統計部局でできるのかということから、そもそもの議論が始まってしまう問題だと思います。

○樋口部会長 やはりそれであれば縦断調査をどこがやるかということも議論になってくるのではないでしょうか。政府がやったのでは匿名データが提供できないということであれば、逆にそのメリットというのが余り十分に発揮できない。

○津谷委員 勿論、統計法上の縛りその他はあると思うんですが、もう少し大きい話をしますと、この縦断調査だけではなく、恐らくすべての政府の調査、統計について、その一般的な有用性を研究者を中心に上げていくという努力は必要であろうと思います。広報も含めより多くの方々に使っていただくようにする。

これは労働力調査のデータの匿名化の際に議論をしたのですが、労働力調査は本当の意味でのパネル調査ではないんですけれども、データをリンクしていくとだんだん匿名性が担保できにくくなるという問題があるということは十分承知をしております。ただ、それにしてもやはり税金を使ってやる調査ですので、中長期的にデータを広く使ってもらう。匿名化以前に、例えばもう少し楽に目的外利用を進めるような形で、集計なかでも多変量の解析をしてもらえるようにすることが大切ではないでしょうか。今はコンピュータのソフトウェア、ハードウェアの発達で多変量解析も簡単にできるようになっておりますので、そういう意味でも広く使っていただけるようにしていくということが、今後この調査を続けていく上で概算要求も含めて私は必要であると思います。

- ○樋口部会長 首藤委員、どうぞ。
- ○首藤委員 門外漢なものですから少し的外れな質問かもわかりませんけれども、この種の調査で雇用動向調査の入職者と離職者の理由をベースにして統計をまとめられているということなのですが、例えば入職あるいは離職の際の理由というのは極めて形式的な理由を書くのではないか。ですので、こういったワークライフバランスというような生活の実態を知るということに関して、かなりバイアスがかかったといいますか、質という点で問題がある統計ではないかと感じますけれども、その点はいかがでしょうか。
- ○樋口部会長 いかがでしょうか。

- ○厚生労働省統計情報部長 バイアスがかかるというのは、どういうことでしょうか。
- ○首藤委員 このワークライフバランスというのは個人の生活の質に関する統計だと思うのですけれども、雇用動向調査というのは要するに雇用者に対して出された理由ですね。本人が直接記入するというものではないと思いますので、そうしたときに入職の際の理由とか、離職の際の理由というのは極めて形式的な理由しか書かないのではないかと感じます。本当にこの種の生活の質に関するデータとしての意味というのは、バイアスがかかると言うとおかしいですけれども、それほど精度が高くないという問題があるのではないかと思います。
- ○樋口部会長 お願いします。
- ○厚生労働省統計情報部長 多分この統計自体の本来の目的、雇用動向調査の本来の目的 が雇用の動きを大規模な調査で調べるという、ある意味で産業とか地域とかさまざまなクロスをかけても雇用の動きがとらえられるようにしたという結果、何が起こっているかということをベースに調査の設計をしている調査でございます。ですから、その中でなぜ起こったのか、なぜ離職したのかについてどんどん調査をするということでは、なかなか難しいだろうと思います。

特に離職の理由につきましては事業主に対して聞いておりますので、これは先生おっしゃるとおり、ある意味で事業者側から見たものですからバイアスがかかってくるだろうと思います。

入職者票につきましては入職した個人に聞いているわけでございますが、それについても非常にいろんな質問をしておりますので、その中で深くワークライフバランスに特化して詳細な質問をするというのは、なかなか難しいというのが実態です。そういう意味であればおっしゃるような問題点は含んでいると思います。

- ○樋口部会長 いかがですか。
- ○首藤委員 本来の統計の意味といいますか、期待される意味という点からしますと、直接本人に何らかの形で聞くというタイプの調査が必要なのではないかと感じます。
- ○樋口部会長 どうぞ。
- ○総務省統計局長 横から口を挟んで恐縮ですが、感想を1つ申し上げますと、ワークライフバランスのような非常に横断的なものをとらえるのは、私は1つの統計調査でとらえるのは恐らく無理ではないかと思っております。むしろいろんな統計を組み合わせながら分析するのがいいのではないかと思います。

今の雇用動向の場合は企業経由で個人にアプローチして調べる調査ですので、おのずと個人の事情を聞ける深さの限度があるわけです。他方で先ほども申し上げました就業構造基本調査のようなものは個人について深く質問ができて、世帯の全体まで質問ができるので、例えばそういうところでとらえられる情報はまた違うわけです。それらを組み合わせてワークライフバランスを分析するのがむしろ合理的であって、ワークライフバランスだけのための新しい調査を始めても悪くはないと思いますが、しかしそれはコストもかかり、

対象者への負担もかかりますので、それが本当に優先順位としてどれだけ高く位置づける かということをよく議論していただいて、判断していただいた方がいいと思います。

○樋口部会長 私も資料2の(i)で、雇用労働に関する世界及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析することとなっていまして、今の御説明いただいた主なものは世帯をベースとした、あるいは個人をベースとした統計調査結果を総合的に分析するところに、寄与あるいは改革を進めようとしているのかなと思うのですが、一方で企業・事業所ベース、先ほどの雇用動向調査がそれだろうと思いますけれども、これについてのワークライフバランスについて何か新たな進展というものがあったのか、あるいは検討なさっていることがあるのかということについて、教えていただけますでしょうか。

○厚生労働省統計情報部長 雇用動向調査につきましては佐々木委員から以前、御指摘もありましたし、今ある調査票を大幅に変えることは事実上難しいという前提で、いろんな形での集計を増やしていっている。ワークライフバランスでは例えば最近の報告書を見ていただければわかると思うのですが、女性の何歳ぐらいの人がどの程度、介護で辞めた理由はどれぐらいであるとか、そういった集計の工夫はできるだけしてきております。

○樋口部会長 それであれば、逆に世帯調査を集計すれば出てくるのかなと。むしろ企業調査、事業所調査でなければ出てこない項目というのがあるわけです。例えば雇用管理によって離職がどう違ってくるかとか、労働時間の長さ、企業の所定内労働時間の長さ、残業時間によって離職にどういう影響が、まさにそこのところがワークライフバランスだろうと思いますが、そういったものはどこかで御検討いただいているのでしょうか。

いろんな休業制度も介護、育児ありますし、短時間労働時間制度とかは企業によって法 律によって義務化したわけですけれども、実際にとれるかどうかということがワークライ フバランスにどう影響を及ぼすかというようなことなのですが。

○厚生労働省統計情報部長 例えば現在の雇用動向調査にそういった質問項目を付け加えるというのは、非常に難しいと思います。調査票が更に厚くなり、回収がますます難しくなって、それはできないだろうと思います。

そうすると、例えば昔ですと雇用管理調査という調査が存在しておりまして、これでやれていたわけですが、あるいはやることができたかもしれないのですが、それは予算上いろんな問題がございまして、やめてきているので、なかなかその辺りは難しいなという感じがいたします。

○樋口部会長 リソースが限られている中で、何をやるのが有効であるかということに結 局は議論になっていくのかなと思いますが、今のところはまだ御検討なさっていないとい うことですね。

この点は、もしよろしければ次のテーマに移りたいと思います。また事実関係等を更に確認する必要があるものにつきましては、日を改めて御議論いただくこととしたいと思います。

次に、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備に関する取組状況につい

て、総務省と厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 資料4と資料5の関係になりますけれども、非正規雇用につきましては近年、そのウェートがますます拡大しているということで、 その実態把握の重要性が高まっておりますので、今回の労働力調査、就業構造基本調査の 見直しにおきましても、充実を図る方向で考えております。こちらも外部有識者を交えた 「雇用失業統計研究会」を開催して、検討を進めているところであります。

先ほど申し上げればよかったのですけれども、「雇用失業統計研究会」は東大の玄田先生 に座長をしていただいております。ちなみに前任の座長は樋口部会長にお願いしていた研 究会でございます。

基本計画の方で指摘されております事項について、まず有期雇用契約の実態把握という点がございます。この点に関しましては労働力調査では従来、従業上の地位という区分の中で常雇というものがあったのですけれども、この中が無期と有期いろいろ混じっているということで、そこを無期のものと有期のものに今回細分化して把握することで、これ以外に区分としての臨時雇いというのがありますので、その臨時雇と常雇のうち有期というものを合算すれば、有期雇用契約者が全体としてどのぐらいいるかという実態もわかるだろうといったことも考えております。

就業構造基本調査の方では、先ほども厚生労働省さんの説明で雇用契約期間のお話が出ておりましたけれども、より具体的に1回当たりの雇用契約期間という形で、調査事項に入れ込めないかということで検討しているところでございます。

それ以外にも非正規雇用につきましては、昨年の法施行状況に関する審議結果等も踏まえまして、パートですとか派遣労働者、契約社員といった雇用形態別の動向を、労働力調査の方で毎月把握できるようにするという見直しを検討しております。これによりまして例えば既に把握しております従業上の地位の質問、常雇とか臨時雇いの質問とクロスして分析することで、パートでありましても常雇的な働き方をしている人がどの程度いるかとか、そういった分析の充実も図ることができるかと考えております。

それ以外にも正規の仕事がないために非正規に就いている、いわゆる不本意型の非正規 といったものの把握に資する事項の追加なども検討してございます。

実労働時間のより適切な把握につきましては、現在、労働力調査では労働時間につきましては月末1週間の状態のみを把握しております。基本計画の方にも書いてございますとおり、ILOの国際基準を踏まえて検討しなさいということですけれども、そのILOの国際基準を踏まえまして、年ベースの実労働時間を把握できるようにすることを考えております。これに必要な調査事項につきまして検討するために、ウェブアンケートなども行いながら今、整理を進めているところでございます。

最後のところで、前年同月との就業状態等の変化の分析という御指摘がありますけれど も、これにつきましては実施期限が 25 年度までとされておりますので、現在、関連資料 の収集と、問題点等基礎的な検討を進めているところでございます。 以上、非正規雇用関係につきましては今回、労働力調査等でかなり充実を図ることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○樋口部会長 厚生労働省、お願いします。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 非正規雇用関連でございますけれども、資料 5 をお開きいただきたいと思います。全般的に先ほどらい出ております「雇用失業統計研究会」と、密接な連携を踏まえて検討を進めている状況でございます。

そういった中で多少動きがございましたのは、基本計画でいきますと上から3つ目の○で、非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について検討するということでございまして、こちらの右欄をご覧いただきたいのですけれども、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理し、既存調査に加えまして現在、雇用構造調査というものがございまして、これは毎年テーマが変わるローテーション調査でございますが、この関係で雇用構造調査におきまして、毎年継続的に調査する事項を設けるということで、調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで、非正規雇用の実情を継続的に把握するものをつかもうと考えているところでございます。

先ほど総務省さんの方からも話がありましたけれども、従業上の地位の定義に関して我 が省としても意見を出させていただいている状況でございます。

資料4に戻っていただきまして、こちらで昨年のワーキンググループの中で検討された中で、特に(ii)自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換などといったものでございますが、先ほどお話が出ましたけれども、雇用動向調査というものがございまして、これは離職、入職ということで、そういった方に対して調査をしております。入職者票におきましては前職をどういった理由で辞めたか。それによって今回新たに職を得た人が前職との賃金が上がったか下がったかといったようなことを調べております。そのほかの 21 世紀成年縦断調査におきましても、1年前との状況で同じ仕事をしているのか、違う場合にはどういった変化をしたのかというものについて調べております。

こういった状況になっておりまして、事業所調査において離職、入職を伴わない継続的な雇用が行われている中で、雇用形態がどのように変化している人がどのぐらいいるのかというところについては、まだ調査については及んでいないのが現状でございます。これにつきましてはどのぐらいの発生規模で起きているのかというのをまず把握しませんと、新たに調査するのはなかなか簡単に標本設計ができないなということがございまして、検討するべき点が多いのではないかと現段階では考えている状況でございます。

以上でございます。

- ○樋口部会長 それでは、御質問お願いします。安部委員、どうぞ。
- ○安部委員 1つは質問というか確認で、もう一つは実質的なものですが、まず確認なんですけれども、総務省さんからの説明では労働力調査で何か非正規を調査するとともに、不本意でパートで働いているなどというのも調査するというふうに御説明があったかと思

うのですが、それでいいのですか。

○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 はい。労働力調査の方で雇用形態別の把握の充実とか、いわゆる不本意型の非正規の把握などに資することを何とか入れ込めないかという検討をしてございます。

○安部委員 わかりました。それで同じことについて厚生労働省さんの御説明を私なりに解釈すると、雇用構造調査の就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パート実態調査おいて何か共通の項目を設けて、それによって継続的に把握するという計画ということですか。

- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 そういうことでございます。
- ○安部委員 その御説明を聞いてちょっと不思議に思ったのですが、例えば若年者雇用実 態調査というところで、若年者以外の非正規雇用の人のことが調べられるのでしょうか。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 基本的には初めに事業所に聞きますので、 事業所票の中で全体の労働者の状況を把握するという形でとらえていますので、その後で 若年調査であれば若年労働者に焦点を当てたような調査項目を入れる。今、想定している のはフェイスシートのところにそういった雇用形態別の労働者数みたいなものをとるよう な形で検討していこうかなと思います。
- ○安部委員 そうだとした場合にサンプルの数でもいいと思うのですけれども、常識的に考えればということですが、ある程度やはり同じようなところのカバレッジでやれば、継続的に何が変わっているか。例えば何か大きな経済的なショックがあったときに非正規雇用がどういうふうになっているかとか、例えばリーマンショックでどうなった、震災でどうなった、非正規雇用が特にどうなったかということがわかるかと思うんですけれども、この構造調査3つというのは同じフレームだと理解してよろしいのでしょうか。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 毎年の予算で要求していくわけなのですけれども、大体1万 5,000~2万とか、1万数千以上の調査対象を選んで調査しておりますので、制度上は継続的な調査結果がほぼ得られるのではないかと思っております。

母集団については事業所規模 5 人以上の民営事業所を調査対象としており、母集団はむ しろ固定的なことで考えておりますので、そういう点では継続的な調査結果がほぼ得られ るのではないかと思っております。

○安部委員 ありがとうございました。

あと、これは多分総務省さんの方かなと思うのですけれども、契約期間を調査されるということでしたが、例えば非正規の中でも派遣労働者の人とパート労働者という人で、全く同じ形で調査される予定でしょうか。

- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 雇用契約期間のところは、まず雇われている人、雇用者を把握した上で雇用者に対して雇用契約期間を把握するという形です。そういう意味で派遣とパートを特別分けるとか、そういうわけではございません。
- ○安部委員 ちょっと懸念しますのは、派遣労働者の場合はどうなのでしょう。恐らく派

遣会社との契約期間ということにはなるのでしょうけれども、そこのところが派遣先を考えてしまって回答してしまうとか、そういう危険はあるのかないのかわかりませんが、どうなのかなと。派遣に限らないですが、つまり直接雇用である場合と直接雇用でない場合というところで本当に精度が保てるのかなというのは、想像上のことに過ぎませんけれども、心配があります。

○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 派遣のところも今回見直しを検討しておりまして、労働力調査では従前、派遣労働者につきましては派遣元で把握しておりました。 それで今回、派遣元での把握に加えて派遣先でも、例えば製造業で派遣労働者はどのぐらいいるかとか、派遣先でも何とか数字がとれるように、両方からとれるような工夫をしたいと思っております。

- ○安部委員 ありがとうございました。
- ○樋口部会長 ほかにどうでしょうか。首藤委員、どうぞ。
- ○首藤委員 御説明をいただきたいのですけれども、実労働時間に関するウェブアンケートを実施したということで、これはより適切な把握と質の項目を検証するためということで実施されたということなのですが、左側を見るとこれは、対象は世帯なのでしょうか。どういう対象に対してなされたのか。そして、この結果を踏まえて年別労働時間の把握に必要な項目の追加について検討と書かれていますけれども、検討された結果はどういう形で生かされたのか、御説明をお願いしたいと思います。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 アンケートの方はウェブアンケートということで、これは民間のモニター500 人を対象にやっております。そもそも新しい調査事項を盛り込む上で、この調査事項がちゃんと世帯の方で記入できるかということを目的としたアンケートでございますので、人数的には 500 人ぐらいでやっております。

結論的には、このアンケート結果を踏まえまして新たに設けようとしておりますのは、月末1週間で働いた就業日数、月間で働いた日数の2つでございます。今、既に月末1週間の労働時間をとらえておりますので、その日数をとらえることで1日当たりの労働時間を把握して、それを月単位に何とか膨らまそうかなと思っております。その際に前提となるのが月末1週間と、他の週でどのぐらい違いがあるかということなのですけれども、それをこのアンケート結果で見たところでは、それほど大きな違いはなかったという結果が出ておりますので、そういった方向で今とりまとめをしているところでございます。

- ○樋口部会長 よろしいですか。
- ○首藤委員 知らないので申し訳ないのですけれども、その調査というのは下の国民生活 基礎調査とは違うのですね。どこに。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 国民生活基礎調査は厚生労働省さんの担当なのですけれども、私どもの方では労働力調査の方で今の話を。
- ○首藤委員 労働力調査の方ですか。では、その労働力調査でもう少し先ほどの労働条件 等に関連するような項目というのは入っているのでしょうか。

- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 労働条件でございますか。
- ○首藤委員 ここで労働時間、実労働時間には入っているわけですね。先ほどの残業の時間とか、そういった雇用環境に関するものは入っていないのですか。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 例えばパートで働いているのかとか、派遣なのかといった雇用形態の質問もありますし、この1年間の収入みたいな質問もとっております。
- ○首藤委員 先ほど部会長の方で質問されたような項目というのは、そこで十分とれるものなのでしょうか。
- ○樋口部会長 とれないので苦労なさっているのですね。私よりもそちらの方が。
- ○総務省統計局長 むしろお尋ねしたいのですが、労働条件としてどういうものを調べて ほしいという趣旨で御質問になっているのか、それがよくわからないので議論がかみ合っ ていないと思います。
- ○首藤委員 先ほど部会長の方がたしか残業時間とか、そういった雇用環境に関して調べてはどうかという御質問がありましたので、例えばそういう個別の世帯に対する課題に対する調査ということであれば、そういうものをそこに追加することは可能なのでしょうか。 それともそれは関連がないものなのでしょうか。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 そうですね。残業時間を調べるということになりますと、実労働時間の内訳として更にそういったものを記入してもらわなければいけないということで、負担が増えてしまうのかなという気がいたします。むしろ残業が所定内か所定外かということであれば、企業側でしっかり把握されている部分もあるかと思いますので、そういった世帯側でとるべきものなのか企業側がとるべきものなのか、そういった観点も含めて考えるべきことなのかなと思います。
- ○樋口部会長 多分、世帯調査とか個人調査ですと、自分の労働時間、残業とか所定内についてはわかるわけです。ところが、会社の持っている、例えばほかの労働者も含めた所定内かどうであるかとか、雇用慣行がどうであるかということが調査できないということで、それについては企業調査をやらざるを得ないということかなと思うんです。

ですから、実際に例えば小さい子どもがいるから短時間雇用をしていますということであれば、労働時間は短く出てくるわけです。ところが、それではその会社においてどれだけワークライフバランスを促進しているのかということはわからない。そこのところを企業調査と世帯、個人調査とうまく総合的に調査してというのが、多分1番の趣旨で出したことだろうと思うのです。給与体系も多分わからないですね。本人の賃金を調べれば給与というのはわかるかもしれませんけれども、給与体系がどうなっているかとか、有給休暇がどうなっているかというのはわからないということです。

ほかにどうでしょうか。阿藤委員、どうぞ。

○阿藤委員 特にここには挙がっていないのですが、これを何かワーキンググループで議論したときの一つのポイントは、いわゆる実労働時間というものが企業側の調査と世帯側

の調査で何かどうも違うのではないか。企業側の調査だと少なめに出る、世帯側だと長め に出る。その辺の統計を調整と言うと変なのですけれども、つまりどこに真実があるのか という辺りの総合的な検討はどこかでやられることはあるのでしょうか。

- ○樋口部会長 どうでしょうか。
- ○総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 今回、世帯側の実労働時間を充実させようと基本計画に書かれているのも、そういった企業側からとったものとの違いがあるので、世帯側でより充実させようという趣旨だと認識しております。そういう意味で今回、労働力調査はまさに充実を図りますので、その結果を踏まえた上でどう分析するかというのは、次のステップの課題かなと思います。
- ○樋口部会長 非正規とは何かという、まずここで出している大前提というか、大きな問題があって、通常は3つの基準で分ける。
 - 1つは労働時間の長さ。フルタイマーであるかパートタイマーであるのか。
- 2番目が契約期間の長さあるいは契約期間の有無です。定められているのかどうか。これによって有期雇用であるのか無期雇用であるのか。
- 3つ目というのが直接雇っている労働者なのか間接労働者なのか。例えば派遣と長期雇用あるいは請負ということで分けるのだろうと思いますが、今、議論なさっている非正規の区分というのは、これは多分両方でいろいろ調整をなさっているというお話だったわけですが、呼称でこういうものを分けていくというのは基本的な考え方なんでしょうか。

よく偽装パートの問題が提起になって、労働時間は一般労働者と同じ長さです。ただ、会社の中でパートさんと呼ばれている。これが非正規ですと言うこともあるわけですが、今のこの区分方法というのは例えば偽装パートというのはどこに入るのですか。正規ではないんですが、どういう区分になるのですか。パート労働法、短時間労働法は、これはパート労働者ではないという区分で、一般労働法の適用だと法律でもなっているわけです。〇総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 労働力調査では世帯調査ですので、世帯の記入しやすさということも勘案して呼称で、つまり職場先でどう呼ばれているかという形でとるようにしております。

今、先生が言われた短時間労働者を正確に把握するとなると、労働時間との関係で見ないといけませんので、その辺りは雇用側の雇用管理の一環として見た方がいいのかなという気もいたします。

- ○樋口部会長 厚生労働省は。
- ○厚生労働省統計情報部長 厚生労働省の調査では、例えば賃金構造基本統計調査や毎月 勤労統計調査の場合は、通常の所定労働時間を企業ごとに考えていただいて、それと、それに該当する者を一般労働者。それよりも短い者あるいは勤務日数が少ないようなケース を賃金構造基本統計調査では短時間労働者、毎勤ではパートタイム労働者と呼んでおりま す。その中で一般労働者の中で正規と非正規に分けていただいている。これはどちらかと 言うと呼称のような形になるかと思います。

- ○樋口部会長 今のですと、偽装パートというのは一般労働者(非正規)ということですか。
- ○厚生労働省統計情報部長 はい。偽装と言うのがいいのかはわからないのですが。
- ○樋口部会長 偽装というか、会社で呼称パートさん。
- ○厚生労働省統計情報部長 パートと仮に呼ばれていたとしても、一般労働者と同じで通常の労働時間、例えば週 40 時間が一般の労働者の働き方であって、その人が通常の時間働いていれば、それは一般労働者の正規以外の方に含まれることになります。
- ○樋口部会長 今度の調査ではどうなのですか。新たにやろうとしている③です。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 いわゆる雇用構造調査の中でやるということです。今、考えていますのは客観的な基準で分けるということで、雇用期間の定めのありなしと、フルタイムと短時間労働者という区分けを考えていきたいなと思っております。それ以外に派遣労働者の間接雇用の方もおられますので、それは別掲の形で派遣労働者は派遣労働者で、今のところ5区分でとらえていきたいと思っております。
- ○樋口部会長 まさに統計によってそこが違った方がいいのか、同じ方がいいのかわかりませんけれども、我々の問題意識としては共通の区分にした方がよろしいのではないかという御検討をお願いしたいということだったと思うのです。そこのところは大分進んできているのでしょうか。進んできているように聞いていたのですが、どうなのでしょう。

例えば厚生労働省の中でも、先ほどの部長がおっしゃるような毎勤と賃金構造基本調査 と今度の調査で違っているわけです。

- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 定義は一緒だと思います。いわゆる所定 労働時間で働いている方をいわゆるフルタイムという形でとらえて、それより短い方は短 時間労働者という形で押さえていこうかなと思っています。
- ○樋口部会長 ただ、一般の区分については呼称でやる。正規と非正規というお話でした けれども。賃構の方は。
- ○厚生労働省統計情報部長 基本的に毎勤と賃構というのは概念がほぼそろっています。 その中で毎勤は月々事業所全体の賃金総額幾らですという形で迅速に答えていただく必要 から、余り粗い項目はつくっていないので、賃構に存在している一般労働者の中での正規 の従業員とか、そういう区分をしていない。ですから、そういう意味では違いがあるんで すが、こういう形でずれがあるのではなくて、区分が詳細にまで区分されているか、途中 までの区分で終わっているかの差です。
- ○樋口部会長 例えば今の新しい構造調査、従来の総合実態調査の区分は、呼称は使わないということだったと思ったので。
- ○厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課長 今のところ客観的な基準でいきたいと思っておりまして、基本的にフルタイムと短時間労働者という区分けと、それに雇用期間の定めありなしという区分を入れて、とりあえず押さえていこうかなと思っています。そういう方向で検討します。

○樋口部会長 いろんなところを検討なさってくださればあり難いと思うのですが、いろんなところで、例えばたまたま休業でした。有給休暇を今週とりました。実際の労働時間を聞くと短く出てくるわけです。今週は3日間しか働きませんでしたということになりますから、実際の労働時間だと短く出てきて、それを短時間労働者として言うのか、それとも通常の状況における云々とかいうので区分がまた違ってきますね。そういうことがあったりするので、そこを是非、多分検討なさっているのだろうと思いますが、更にどういう形が望ましいのか。

もう一点、先ほど就業形態の変更、転換の話を御説明いただいたと思います。企業を変わって例えば非正規から正規になりましたということについては把握していますということだったわけですが、転職なしに同じ企業の中で転換制度を通じて、多くの企業は今、転換制度を持っているわけですけれども、それを通じての変更はわかりませんということで、母数がどれぐらいあるかわからないから調査できないという説明だったと思いますが、JILPT(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)が大々的な調査をこれについてやって、例えば非正規から正規になっている人の何%が社内での転換によってなっているか。もう一つは企業が変わって転職を通じてなっているかという分析をこの間、厚生労働省の検討会で説明いただいたのですが、そういったものを使ってという調査はできないのですか。〇厚生労働省統計情報部長 私どもが申し上げようと思っているのは、同じ会社の中で雇用を継続しながら雇用形態を変えているというケース。その総量がどれぐらいあるのかということをまず把握して、それをベースに標本設計をしていかないと調査ができないということを申し上げているのであって、調査がそもそもできないとか、そういうことではありません。

ただ、その頻度が非常に低ければ非常に大規模な調査でないとその実態が把握ではないことになろうと思います。ですから、それは恐らく直観的な話で恐縮ですけれども、企業を変わることによって雇用形態が変わったものに比べれば小さいのではないか。それはJILPTの調査ですが。

○樋口部会長 JILPT もそうですし、我々がやっているものも同じぐらい出てきます。企業の中における雇用形態の転換、要するに正規に転換していく。最初は見習い期間という形でトライアル雇用みたいな形で入っている人たちが正規に転換していくというのも何を予想しているかわかりませんが、存在する。それはむしろそういったものを調査していくということだと受け止めてよろしいのですか。

○厚生労働省統計情報部長 これも非常に率直に申しまして、調べたいことは山のようにあり、予算は限られておりますので、どこに重点を置いていくかということだと思いますが、我々としては基本計画に沿ってまずやっていくということでございます。

○樋口部会長 よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。では、非正規の問題もまた後日、事実関係の確認が必要で あれば問い合わせをということにしたいと思います。 次は行政記録情報等の活用に関する調査研究結果について、事務局からお願いします。 〇内閣府統計委員会担当室参事官 それでは、資料6をご覧ください。行政記録情報等の 推進についてでございます。

1番目に経緯等を書いてございます。昨年度の統計法施行状況に関する審議結果報告書におきまして、行政記録情報等の活用の推進につきましては、更に調査研究を進めるというふうに指摘されておりまして、それを踏まえて各府省におけますこれまでの取組み状況と、今後の検討課題等について整理させていただきました。

2番目に行政記録情報等の活用の目的を整理させていただいております。これは統計法にも書いてある事柄ですが、1つ目としては正確かつ効率的な統計の作成、2つ目として統計調査における被調査者の負担の軽減、この2つが目的であることを念頭に置いていただきたいと思います。

その上で3番目に行政記録情報等の活用の類型を整理させていただきました。大きく3つのパターンで活用しているものでございます。

1つ目は統計の作成。俗に言う業務統計の作成でございます。典型的なものは例えば警察庁がつくっている交通事故の統計のようなものです。

2番目としては母集団情報です。これは典型的なものは先日説明がありました、ビジネスレジスターの作成といったようなものです。

3点目として、これはよく見られるものですけれども、統計調査の調査事項の代替等というものでございます。

大体、全体を大きく見ますとこの3つに類型化されるということでございます。

4番目に、しからばそういったことを念頭に置きながら、今の基本計画ではどのような 取組みの方向性を掲げてあるか。その実績はどうなっているかというものを整理してあり ます。基本計画では大きく4つの柱を掲げていまして、1つ目としては個別に指摘をして それを推進するというもの。

次に、(2) のように統計調査を企画するときに行政記録が使えないか、それを調べるようにという原則が掲げてあります。

さらに、2ページ目(3)としては、行政記録情報が直接使えない場合には保有機関に オーダーメード集計をしてもらって、それを活用するという道を考えるようにという形の ものがあります。

最後に、(4)としては、行政記録活用を推進するためには環境整備が必要であるということで、その環境整備についての指摘があるということで、この4つの柱の下に行政記録情報の活用を推進するという作りになっています。

戻りまして4(1)の個別指摘事項の推進です。これは別表に掲げているものなのですけれども、ここも大きく2つに分けてみました。活用する行政記録情報が特定されているものと、特定されていないものということであります。特定されているものについてはこの資料の別表1ということで7ページに飛んでいただけますでしょうか。ここに全体を整

理させていただきました。

別表1という7ページの表は、基本的には総務省さんの方から御報告いただきました報告書の昨年度いただいたものと今年度いただいたもの、2年分をまとめて掲載しているものでございます。これによってこの2年間の動きがわかるというものでございます。

個別事例に沿ってお話しますと、2つ目の〇にビジネスレジスターの関係の措置なのでございますけれども、今、厚生労働省さんの協力を得て雇用保険適用事業所設置届及び労働保険保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等に把握することについて検討するという、総務省さんが実施しているビジネスレジスターの措置です。これにつきましては 21年度については労働保険情報のサンプルデータを入手されて分析を実施し、22年度に入りましてからは、22年12月にデータの提供を受けまして、事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)との照合などの分析を実施ということで、着実に前進しているという対応が書かれております。

あとはかいつまんでどんなことをやっているかを見ていきますと、8ページ、〇の最初のところにあります住民基本台帳人口移動報告の事柄について御紹介します。ここは既にやっている住民基本台帳人口移動報告の中身を詳細化するということで、年齢別とか都道府県よりも細かな地域別を統計として出すという中身でございます。これにつきましては21年度に結果表章の詳細化につきまして、地方公共団体に対して説明を行って、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たということで、行政記録の保有機関の了解を得た上で22年度に実現にこぎつけているということで、うまくいっている例というのは大体保有機関との間での交渉ごとがうまくいって、それから実現するということでして、やはり相手のある話だということは1つのポイントだと思います。

8ページの一番下の○、ここは学校保健統計調査の絡みで、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策といったことが書かれております。これに関しましては9ページの一番下の方をご覧いただきたいのですけれども、一応活用の対象にはなるんですが、実はこの健康診断表なるものが⑤に書いてあるのですが、全国統一様式化が前提となる。行政記録として統一的に国が使うためには、様式が統一化されていないとなかなか難しいということがございます。ただ、これは下から3行目にございますように平成6年に規則改正があって、全国統一様式を定めないこととされたということで、なかなか統計部局だけではない外部の事情によって、活用することが困難な状況になっているといった事情もあります。こういったところも見ながら活用については考えていかなくてはならないということです。

10ページ、ここは後ほど重要検討事項でも御紹介しますけれども、医療施設調査と患者調査についてでございます。ここにつきましては医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえまして、23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討するという指摘事項です。ここは一応、レセプトの電子化等の推進状況などを十分に踏まえた上で、まだ全部電子化されていないという現状を踏まえながら、実際に講じられ

た措置というのは 22 年度の欄をご覧いただきたいんですけれども、施設基準の届出等に基づく情報を行政記録情報として活用したということで、例示されている行政記録情報と 実際に活用する行政記録情報が、必ずしも一致しない事例もあるということで御理解ください。

かようにさまざまな形で行政記録情報の活用がされていて、更に跳んで 12 ページをご覧ください。漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データへの活用などが掲げてあります。

ここでご覧いただきたいのは、平成 21 年度の欄の3つ目の○です。土地基本調査の関係を見ていただきたいのですけれども、土地基本調査に固定資産課税台帳データを活用するということなのですが、活用面の課題解決に向けた検討を行うと掲げてあります。ここは明示的には書いていないのですけれども、固定資産課税台帳は市町村が保有しています。その場合に先ほどの学校の健康診断票と同じようにデータフォーマットが統一されていないということ、あるいは閲覧が一応可能になっているのだけれども、調査客体に閲覧の許諾を得なければならない。その場合に委任状が必要であるといったような制度的ないろいろな制約があるということで、なかなか難しいという話を聞いてございます。

それぞれ活用可能性はあるのだけれども、制度的な制約等があって先に進んでいないというものが現実にはあるといったことも、御理解をいただけたらと思います。

13ページ以降は別表 2 ということで、行政記録情報が特定されていないものを掲げております。これは主に加工統計の関係で例示されたものが多いものです。SNA などにおいて加工するプロセスで行政記録を活用するといったものについては、恐らく複数の候補があって、それらを活用するということで、特定はされていません。

別表の説明は以上にしまして、また本文に戻っていただきます。1ページ(2)の行政 記録情報等の調査の原則化でございます。ここは各府省がまず調査の企画・立案時におけ る対応をしましょうというところにつきまして、平成 21 年度の実績としましては畜産統 計調査及び農業経営統計調査におきます「牛個体識別全国データベース」を活用(農林水 産省)といった実例があります。

もう一つ次のパターンとしては②にございますように、総務大臣による統計調査の承認 時あるいは統計委員会による基幹統計調査の審議時の確認ということで、これについては 21年度の実績としまして、港湾調査に輸出入申告情報等を活用するというような事例がご ざいました。

2ページ、行政記録情報等の保有機関によるオーダーメード集計の活用。個別票は使わないけれども、オーダーメード集計で活用するという道ですが、これについては 21 年度の欄をご覧いただいて、経済センサス活動調査におけます個票審査の基準値に税務データのオーダーメード集計を活用するといったことが検討されまして、22 年度以降も継続的に検討されているという状況にございます。

(4) は環境整備の関係です。ここは保有機関も含め国民の理解がこういった活用にお

いては重要であるという内容でございまして、とりあえず政府部内では「事業所母集団データの活用等に関する検討会議」というものがございまして、そこにおいてこの課題については検討するとなってございます。22年度実績はここに掲げるとおりです。

5番目の今後の検討課題というところにまいります。個別指摘事項の推進というところになります。ここにとりあえず現時点で考えられる検討課題を掲げているわけなのですが、行政記録情報等の活用というものは、繰り返しになりますけれども、被調査者の負担軽減等に資するという目的があって、そのために既に行政機関内で保有するデータ資源を有効に活用しようとするものです。基本的には推進すべきものでありますが、ただし、行政記録情報等の中には利用について法制度上の制約がかかっているものがあったり、活用に当たってはそのための事務やコストが発生すること等には、十分留意する必要があると考えます。

実際に行政記録情報等が活用されている事例について見ますと、ビジネスレジスターにおいて商業・法人登記情報を使っているものなのですけれども、この登記情報というのは実は全面的に電子化されています。あるいは一般の閲覧に供されているということがあって、スムーズに使えるような環境があったということが重要なポイントだと思います。このような情報につきましては比較的容易に活用することができると考えられますが、行政記録情報の中には法律で利用目的が制限されているもの、あるいはまだ電子化が完了していないというものもありまして、そういう情報については保有機関と密接に連携して、円滑な活用の可能性について検討を行う必要があるものと考えます。

検討に際しましては活用によって得られる効用(ベネフィット)と、投入するコストとの関係を客観的に分析することが望まれると思われます。ここが1つのポイントです。

ビジネスレジスターは7月8日に詳しい説明があったのですが、6ページをご覧ください。そこで行政記録情報の活用という切り口から再度整理させていただいたものを載せております。ビジネスレジスターの一番上に役割を書いてございます。これは国内すべての事業所・企業の所在地、従業者数などをデータベース化しまして、母集団情報等の提供等を行うものでございます。主なデータ源は経済センサスでございまして、5年周期で基礎調査と活動調査が行われるということです。現在、基礎調査は21年に1回目が行われて、活動調査の方は来年2月に1回目が行われる予定です。活動調査と基礎調査の大きな違いは、活動調査の方が売上高等の経理事項も調査するということでございます。

3番目をご覧ください。母集団名簿の整備の関係でございますけれども、経済センサスがベースになりつつも、正確な情報を提供するためには日々メンテナンスをする必要があるということがあります。そのために第2パラのところですが、総務省統計局さんの方では法務省の協力を得て、商業・法人登記データの情報は定期的に入手してデータの更新を図っているという状況にございます。

更に総務省さんでは個人企業関係、法人登記されていないような企業であっても、その データを更新するために厚生労働省さんの協力を得て、先ほども御紹介しましたが、労働 保険情報などを用いてデータの更新を実施する方向で検討を進めてございます。ビジネスレジスターの整備スケジュールは **25** 年 1 月から本格運用ということで今、整備を進めているということです。

ここで最後の参考のところが多分非常に重要なポイントだと思うのですけれども、行政 記録情報を活用することはできて、それが何の役に立つのかといったところが実は非常に 重要なポイントです。ビジネスレジスターのような場合には非常に明確になっていて、正 確な統計の作成であるとか、被調査者の負担経験あるいは各種統計調査を連結した集計・ 分析といったことがかなり具体的に提示することができるということでございまして、ほ かの行政記録情報の活用につきましても、このような点に留意して検討していくのがよろ しいのではないかと考える次第です。

2ページに戻っていただいて、以下(2)の行政記録情報等の調査の原則化、(3)オーダーメード集計の活用、(4)環境整備については、現行の指摘事項に沿って更に推進することが適切ではないかという考え方で整理してございます。

私からの説明は以上でございます。

- ○樋口部会長 ありがとうございました。 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして御質問お願いします。
- ○安部委員 1点よろしいでしょうか。最後に御説明のあった3ページの行政記録情報等の保有機関によるオーダーメード集計の活用とあるのですが、オーダーメード集計と言うときに、これは完全に一般の個人が行政記録情報のオーダーメード集計をオーダーするということをイメージされていますか、それとも行政機関であるとか、学術研究もあるのかもしれませんが、そういうことを想定されていますでしょうか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 これは行政機関が主体のものです。制度上は一般の方が行政記録を個別に使うという道は開かれておりませんので、行政機関がほかの行政機関の協力を得る一環でお願いをしているということでございます。
- ○安部委員 ただ、統計の例えば国勢調査でもいいのですけれども、オーダーメード集計と言った場合には一般の個人ができるわけですね。所定の費用を払って。勿論、秘匿されるべき情報のようなものは一切提供されないことが担保されていると思うのですが、行政記録に関してはそういう道というのは、とりあえずないということでよろしいのですか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 統計法で個票データの提供ができるのは、統計調査によって集められた調査票情報。したがってオーダーメードというのもオーダーメード集計の基になるデータというのは、統計調査によって集められたデータです。行政記録情報は統計法以外の法律に基づいて収集されたデータの取扱いですので、統計法の範囲から超えるものです。
- ○樋口部会長 逆に法的に行政記録について、例えば今のオーダーメードもそうですし、 活用をする場合にはどういう手続をやれば使うことができるのですか。全くできないので すか。

○内閣府統計委員会担当室参事官 今の法律上は、行政記録情報が活用できる場合というのが1つ書いてありまして、それは要するに正確で効率的な統計の作成とか、先ほど申し上げましたけれども、被調査者の負担軽減ということがある場合には、行政機関、統計の作成者が別の行政機関、要するに行政記録の保有機関に対して要求できる「できる規定」です。

- ○樋口部会長 だから行政機関の間しかできないのですね。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 行政機関の長ができるという書き方ですから、そうい う仕組みです。
- ○樋口部会長 阿藤委員、どうぞ。
- ○阿藤委員 9ページ、前の統計委員会でも問題になった学校保健統計調査の健康診断票の話なのですけれども、統計委員会というか基本計画では、こういうものが個票データベースで集められて、いろいろな集計ができるようにならないのか検討しろという趣旨だったと思うんですが、行政的にできませんということで止まってしまうのか、更に統計委員会として統計利用上不十分ではないかという、更なるもう一歩先に進めるようなことというのはできるのでしょうか。
- ○樋口部会長 それはまずここで皆さんの御意見で、例えばレビューの中でこういう理由 によって非常に難しいということが出てきたときに、ではどこを改善するべきかというこ とになるわけです。その中で書くかどうかということになるのではないかと思います。津 谷委員、どうぞ。
- ○津谷委員 私もここを伺っていてチェックをしてしまったのですけれども、経緯はわかりました。先ほどの阿藤委員のご発言に引き続きまして、健康診断票は昔は全国統一でやっていた。それを今度は統一方式を改正して、各市区町村もしくは県で自由にある程度裁量でできるようにした。ですから、もうこれを逆行させることはできない、ということだと思います。そして、地方分権の一層の推進がある。

ただ、私は全国統一様式でやる、つまり同じフォーマットでやることと、地方分権の一層の推進とは全く別の話であると思うのです。地方分権は、何でもいいから地方が勝手にやるということでは決してない。ましてやコストとベネフィットを考えたときに、今はほとんどのデータがデジタル化されているわけですから、できる限り効率よく効果を上げる、エフェクティブかつエフィシェントにやるということが、地方自治体、そして国にとっても課題であろうと思っております。

そういう意味で、昔はコンピュータもソフトウェアも互換性がよく問題になりました。これからはデータの互換性を上げていくことも大変大事なことで、いちど全国統一方式をやめてしまったからもう戻れませんということではなく、統一フォーマットのデータをもつことは地方自治体にとってもいいことではないかと思います。なぜかと言うと、他の都府県や市区町村と比べられますので。ですから、地方自治体の一方的な負担ということではなく、みんなが Win-Win の関係と言うのもちょっと変ですけれども、そういう方向で

お願いとサジェスチョンができるのではないかと思います。

そうすればデータの有用性が非常に上がると思うのです。健康診断に代えてまた別に調査をすることはなかなかできません。コストも非常にかかります。そういう意味で、この貴重な情報を実施者である地方自治体にとってもいいことであるという形で、文部科学省のリーダーシップを発揮していただいて、統計として、行政としての利便性を上げていくことをお考えいただくことができないのかなと、御説明を伺って思っておりました。

- ○内閣府統計委員会担当室参事官 その点につきましては引きとらせていただきまして、 どういう道が可能か考えさせてください。
- ○樋口部会長 首藤委員、どうぞ。
- ○首藤委員 その点に関して、全部自由にやる、あるいは全部統一するという必要はなくて、基本的に比較可能性が重要な点で、地域によっていろんな健康上の条件とか問題点も違っているでしょうから、そういう共通部分と個別の部分と分けることが、むしろ重要なのではないか。全体としての図を見るのと地域の固有性を見る。ほかの統計にもしもそういうものがあるとすれば、そういう形でやっていくということが効率的なのではないかと思いました。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 その点も含めまして検討させていただきます。
- ○樋口部会長 これは今度の震災の問題との絡みで、行政記録でも集計して統計と言おうか数値にしておくと、すごくインフォマティブなものというのは多々あると思うのです。 そうした場合にだれがそれをするかという権限を持っているかというと、その行政記録を 集めた人たち、特にそこの官庁の長がやる。それを許可さえすればそれができるということなのですか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 裁量行為であればそれは可能かと思うのですけれども、例えば法律で目的が決まっているような場合など、多分そこはケース・バイ・ケースではないかと思います。正確なところは個別の事案に沿ってやらないとお答えできないと思います。
- ○樋口部会長 例えばそれこそネガティブリストとポジティブリストのときによく議論に 出てくるわけですが、これをやってはいけませんよと書いていなければ全部やっていいと いう判断のものと、逆にこういったものはやっていいよと書いてあることしかできないと いうような、この分類というのはそれぞれの行政記録によってタイプが違うというふうに なっているということでよろしいですか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 そういう切り口から調べたものはございませんので、 今はお答えできません。
- ○樋口部会長 わかりました。では、ちょっと調べていただけますか。
- ○総務省政策統括官 非常に一般論の話になると思うのですが、そういう行政が国民から データを得る。それをどういうふうに使うかということになるわけですけれども、今、全 体的に調べたものはないとコメントがありましたが、恐らくないと思います。それが個々

のデータでケース・バイ・ケースですが、何のためにとるか。例えば税務といったものとか、それ以外の体制をとっているもので、統計はその辺りを統計法でもって多少リンクをつけたわけです。ですから、それはケース・バイ・ケースで考えていかなければだめだろうと思いますし、それはまた国の行政の全部の状況を調べることになりましたらば、恐らくこの委員会ではオーバーヒートしてしまうところがありまして、行政の在り様全般を扱う形、それこそ本当に特別にいろいろ議論していく必要はあるのではないかと思います。

実際問題、ほかのところで行政が保持する情報についてどうするかということは御議論があったかと思います。うろ覚えで恐縮でございますけれども、そちらの方の動きを少しフォローしていくことが必要ではないかと思います。そういったことの連携があればよろしいのかなと思います。

- ○樋口部会長 むしろこの議論を進めていく上では、具体的なものについて検討していく ことが必要だということですね。
- ○総務省政策統括官 やはり一般論というよりも、個別のもので議論をしていくことが実質的な前進につながっていくのではないかと思います。具体的なものがあることによって、初めて問題点が明らかになってくるわけでありますし、その制度上の問題があるのか、それともないのか答えが出てきますので、個々具体的な問題で、方法論ということになりますけれども、その方が有効ではないかと考えております。
- ○樋口部会長 わかりました。例えば失業給付なんていうまさに行政記録でとっているものがございますね。それについて人数はこれは今も集計しているわけですが、例えばそれに対する再就職したときの給与がどうなっているかとか、あるいは今度の被災地であれば、まさにそういったものがどういう地域にどれぐらいいるかというようなことが、もし検討してみてとれるかとれないかという検討を進めた方がいいという話ですね。
- ○総務省政策統括官 そういうことかと思います。実際問題、そういう震災の関係では既に皆様御存じのとおり、いろんなハローワーク等のデータを集計した形でオープンに確かしていったと思います。まさにそれは業務統計という形で出てくるのだろうと思います。そういう集計した形で出してくる行政記録といったものがそれぞれ目的に非常に有効に使われています。

先ほど税務等のオーダーメードという話がございました。税務の情報は非常に秘匿性を確保しなければならない。そういう中で各関係府省の御議論の中で可能性としてオーダーメード集計のような形、これもまさに集計の形態ですけれども、特にオーダーメード集計ではございませんけれども、委託による集計という形で何か協力できないかということでの御議論が省庁間で行われていると承知をしております。

○樋口部会長 ほかにどうでしょうか。これについてもまだここで結論ということではな く、この後も続けてという議論になるかと思います。

それでは、最後に先般7月 14 日締切りで、追加重要検討事項の公募及びガイドラインなど、事前に確認したい事項について事務局から委員の先生方に意見紹介をさせていただ

きました。その結果を事務局より説明お願いします。

○内閣府統計委員会担当室参事官 引き続きまして私から説明いたします。委員の先生方のお手元に委員限りの形で席上配付資料の1と2をお配りしております。それをご覧いただきたいと思います。

資料1ですが、こちらが追加事業検討事項の候補一覧ということで掲げてあります。今回、意見提示いただいたものは大きく言って4点、細かく分けて5点になります。順を追ってまいります。

1番目、該当の項目に沿ってお話しますと、まず医療施設調査と患者調査についての行政記録情報の活用の関係です。これは先ほども御紹介しましたが、医療施設調査において、結論的には医療機能情報提供制度あるいはレセプトを活用せずに括弧書きの1行目に書いてございますように、施設基準の届出等ということで行政記録情報を活用することになっているものです。この関係が基本計画の意図と合致しているのでしょうかという提案でございます。それが1点目です。

番号の2番目ですけれども、これは行政記録情報等の活用ということで、レセプトオンライン化とナショナルデータベース化のレセプト統計の統合という提案です。これは3ページ目をご覧ください。ここに全体像が掲げております。最初の4行にポイントが出ておりまして、2行目から見ていただきますと、「レセプトのオンライン化とナショナルデータベースの稼働を契機に分立した各種レセプト統計を統合し、行政記録として使用される一元的な医療統計を整備すべきではないか。」ということで、行政記録情報の活用という形にはなっているんですけれども、中身を見ると絵にあるような、ここは一般統計調査を黄色で掲示しているようなのですけれども、社会医療診療行為別調査とか国保医療給付実態調査などの調査を統合して、一元的な医療統計を整備する。それを媒介するものとしてナショナルデータベースというものを活用するという構想を御提示されているものです。それについて検討してはいかがかということです。

戻りまして3番目ですけれども、こちらは緊急ニーズへの対応ということで大震災絡みのお話です。2つありまして、1つ目が大震災からの復興の状況について頻度の高い定期的な統計の公表をしてはどうかという御提案。2つ目が東日本大震災への国民経済計算推計の対応でございます。

4番目が最後ですけれども、2次的利用の関係でございます。オーダーメード集計及び匿名データについて、海外の利用者の利便性の向上を図ってはどうでしょうかということで、実はこれは既に14日の部会でも御発言のあった内容でございます。

以上が追加重要検討事項の候補でございます。

次に質問事項でございます。資料 2 をご覧ください。めくっていただきまして 1 ページ、 2 ページをご覧ください。見開きの左側の方に該当する箇所が掲げてあります。 1 ページ は基幹統計の公表の状況ということで、公表までの平均期間の表が出ております。合計欄 をご覧いただきたいのですけれども、182 日というのが実績なんですが、昨年度 265 日よ

りも早くなっていますねということです。

ところが、一方で下の方にある一般統計調査の結果の公表の状況というものがありまして、表9ですけれども、ここの平均期間を見ますと 320 日というのが 22 年度の実績ですが、参考の昨年度の実績を見ると 212 日ということで、こちらは逆に遅くなっているということで、ここの背景として、要するに日数の違いはどのような要因が考えられるのかというのが御指摘の中身です。

3ページ、4ページをご覧いただきたいのですけれども、今度こちらは法律の 33 条に基づく調査票情報の利用の関係で、3ページの表の右側ですけれども、そのうちの(法第33条)第2号該当件数のところです。これについて4ページをご覧いただきたいのですが、全部で4点質問が掲げてありまして、この表のベースになる部分の申出件数がどれだけあったのか。断った場合があったらその理由あるいは断った理由が申請者に伝えられたのか。申出の諾否を決定するシステムはつくられているのかなどが掲げてあります。

これについては実は2次利用の関係のところで 14 日に一度話題に出たところでもありますので、もし可能であれば今日、統括官室さんの方から補足的なお話をしていただけたらと思ってございます。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 これは前回の基本計画部会で若干話になりましたが、この核心は4番だと思います。どういうシステムがあって、それが公開されているのか各府省の裁量なのかということですが、33条の提供につきましては33条でどういう者が申請できるかということが定められておりまして、更に細かいことは統計法施行規則、更にその運用についてガイドラインをつくっておりまして、そのガイドラインに沿って審査をする。例えば申請者が行政機関等であればそれはOKですし、行政機関でなくても行政機関から委託を受けたり、共同研究であったり、そういったものはOKだということがガイドラインあるいは規則に書いてございまして、これらはすべてホームページでオープンになっております。したがって、そのオープンになっている基準に満たしていれば提供できますし、満たしていなければ提供できないということになっております。

実際の申し出の部分なのですが、これは現実の場面でどうかというと、突然申請書が出てくるということはなくて、事前に電話とかメールでいろんな事前相談を受けて、その中で説明をして、こういう形であれば申請できる、こういう形であれば申請できないということをやっております。それは普段の仕事の中で頻繁に行っておりますので、それが何件あるかということを把握している府省はないようです。

ということですので、事前相談の段階で当然断るケースというのは、この要件に満たしていないので申請はできませんということになりますので、理由は当然伝えられております。よろしいでしょうか。

- ○内閣府統計委員会担当室参事官 よろしいですか。
- 〇山本委員 これは前回、私が聞いたことで、そのときは書面で断るということはないという話だったのですけれども、今回は事前の相談で今の話だと全然記録はわからないとい

うことなのですが、その辺を知りたいと思います。実際、研究者はどのぐらい応募していて、最終的に基準に合わないからということもあるでしょうけれども、そういう人たちはディスカレッジされてやめているわけなので、最初の相談数と最終的に提供を受けた人とどのぐらい差があるのかなということを知りたいと思います。

- ○総務省政策統括官付統計企画管理官 事前の相談といいますのはいろんなレベルで電話、 メールたくさんありますので、それは一つひとつ記録してはございません。
- ○山本委員 それは了解しました。
- ○樋口部会長 正確にはわからないけれども、それこそ半分ぐらいは断られるとか、どう なのでしょうか。
- ○総務省政策統括官付統計企画管理官 要件は法律と施行規則に書いてございますので、 それを見ていただければそんなに断るということはないと思いますが、見るより電話して しまった方が早いという方は電話で聞いてくると思いますので。
- ○樋口部会長 よろしいですか。
- ○山本委員 はい。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 では、またもとに戻りまして次の5ページ、6ページです。こちらは e-Stat の関係です。実績件数が 21 年度は 22 年度から大幅に伸びている。 そこら辺の事情について説明してほしいということです。

7ページ、8ページですけれども、こちらは住宅・土地統計調査の関係です。項目名のところの欄にございますように①~③までの指摘事項があって、それに対する進捗状況のところには②と③が明記してあるけれども、①の関係、住宅・土地統計調査と国勢調査との関係が明記されていないので、これを明らかにしてほしいという中身です。

9ページ、10ページは人材育成の関係でございまして、国際分野で活躍できる職員の養成のための国際機関への派遣等に関する事項です。これは 14 日に既にやりとりがございまして、終了しているという理解をしてございますが、それでよろしいですね。

11 ページ、12 ページですけれども、こちらも人材育成の関係です。こちらの専門能力の目標設定とか能力の獲得支援などについての指摘事項ですが、これも 14 日の日にコメントがあって、一応終了しているという理解ですが、それでよろしいでしょうか。

では 13 ページ、14 ページです。ここは最後、研究開発の推進と学会等との連携強化という項目です。これも 14 日の日に話題になりまして、そこで一応やりとりがあって終了していると理解してございますが、それでよろしいでしょうか。

以上です。そうしますと全体として質問に対する回答をお願いするものは、2ページ目の公表の期間の関係、6ページの e-Stat の関係、8ページの住宅・土地の関係の3件になると思われます。

以上でございます。

- ○樋口部会長 では、御説明はこちらからいきましょうか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 これは次回となります。

- ○樋口部会長 そうなのですか。今日ではなくて。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 今日は先ほど統括官室からお話になったことだけです。
- ○樋口部会長ということは、これは宿題としてお願いしたということでいいわけですか。
- ○内閣府統計委員会担当室参事官 また事務的にお願いさせていただきます。
- 〇樋口部会長 それでは、資料1について御議論いただきたいと思いますが、まず御提案 いただいた先生からもし追加的な背景説明があったら、お願いできますでしょうか。
- ○安部委員 1番目と4番目は私なので、まとめてでよろしいですか。

1番目は先ほども御説明があったので、その意味においては重要検討事項としてこれ以上取り上げる意味があるかどうかわかりませんけれども、これは具体的な事項ではあるのですが、私の申し上げたかったことは第一番目に関して言いますと、基本計画で予定していたことと、実際に使われた行政記録というのは、ほぼ明らかに異なるものである。基本計画はある意味においては一部分非常に勇み足であって、実際にいつまでに検討すると言って結論を得たときには、内容が違ったものになってしまっているという現実があるということで、具体的にここに関してはそうだった。ところが、施行状況報告を読んでおりますと、そこのところが余りわかりやすく書いてあるわけではない。それがいかがなものかということもあるのです。この点についてはこちらの行政記録情報等の活用の方で未定稿となっておりますが、更に深めていただければそれでいいのかなという気もいたします。

4番目は、非常に長期的な課題ではないかと私自身は考えております。前回も基本計画部会で発言させていただきましたけれども、統計の利用者は日本も海外も含めということですけれども、「利用したい」という非常に強い要請がありまして、一方でこういう会議に出ておりますと「いや、難しいのです」ということを伺うわけです。例えば、今日も匿名データについて、いろんな議論がありました。私のような立場におりますと板挟みというか、板挟みというよりも非常に大きいギャップがあることを感じるわけなのです。

つまり、他の国のデータがダウンロードできるのを見て、何でダウンロードできないのか。そこにはとても遠いと、私などは個人的には思うのですけれども、研究者等の中にはそちらが一種のスタンダードであるという認識で物を考える人は非常に多うございまして、余りギャップが大きいままいるのも健全ではないと思いますので、そこを率直に意見交換ができるのがいいのではないかと思って、あの提案をさせていただいた次第です。

ただ、しかしこれも提出したときにははっきり存じ上げなかったのですけれども、椿先生、廣松先生が参加されている研究会の方で、個票データについて海外と比較して日本がどうかという問題も検討されているということですので、長期的な課題だということもありますので、そちらで検討していただいてもいいのかなと思います。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

1 も 4 も今回は重要検討事項からは落していいということですね。わかりました。 そうしましたら 2 は井伊先生ですので、どうしましょうか。これは私もよく熟読させて いただきましたが、望ましい姿だなとは思いますけれども、今回の基本計画をレビューするということについては、少しもう何歩か先を行っているなということがありますので、 今回は候補から落させていただいた方がよろしいのではないかと思います。

○廣松委員 私も3ページを拝見して、確かに壮大な計画だと思います。ただ一方でちょっと気になりますのは、3ページの図の横の「去る6月 20 日」というパラグラフの一番下のところで、「ナショナルデータベースは本来、統計法の下に整備される国家基幹統計として位置づけられるべき性質のもの」と、かなり断定的な書き方がしてあるのですが、例えばレセプトデータの利用形態等から言うと、それを統計法の中に入れてしまうとかえって利用しづらくなる側面が出てくるおそれがある。

ここで言っているナショナルデータベースについては、私はどういう形態のデータベースをつくり、それをどう運用しようとしているのか詳細を知らないものですからわからないのですが、ここに挙がっているレセプトデータだとか今後電子化されるであろう DPC のデータベース、それらを全部統計法の中に入れてしまうというのは慎重に考えないと、恐らくこのナショナルデータベースをつくって利用しようと考えている方々の思いとは相反するような結果が起こりかねない。その点を慎重に考えるべきであって、基本計画のフォローアップの検討事項としては少しはみ出しているかなという印象を受けます。

○樋口部会長 それでは、この2番も外させていただいてよろしいでしょうか。ありがと うございます。

では、3番の統計リソースの確保及びという、第3の2という項目でありますが、これは山本先生から御説明いただいた方が。

○山本委員 (3)の1と2とあって、私は1の方なのですけれども、東日本大震災に関わる統計データの提供ということなのですが、これは結局どの程度被災があって、どの程度復興しているかというものを、統計調査で調べられた範囲で e-Stat にできるだけアップロードしていくのがいいのではないかというのが私の考えの基本です。システマティックに、かつアクセスしやすくすることが重要です。

今 e-Stat で被災のところを見ると限られたことしか載っていないのです。例えばこの報告書の 157 ページぐらいには各省の対応というのが全部出ているわけですから、e-Stat の適当なところに行けば全部そういうものがわかるようになっている。そういう形で、まただんだん復興が進んでいけば、被災を受けた県のデータもとれるようになってくるとすれば、それを e-Stat に載せていくという形で、全体的に東日本大震災を完全に網羅したような 1 つの画面をつくるというのはどうかと思ったのです。

例えば今 e-Stat で代表的なページを見るといろんな統計が並んでいますけれども、それと同じようなものを被災についても並べて、同じような場所に並べて、この統計の現状はどうなっているのかというのを掲載しておけばアクセスしやすいと思います。それでどんどん情報が新しくなるに従ってアップロードして継ぎ足していけば、復興の経過も分かるわけなので、だんだんよくなってきているという状況がそのページに行けば、それぞれの

調査についてわかるのではないかと思います。

今、調べようと思うと、どこに行けば公表された情報があるのかというのがなかなかわからないので、それをまとめておくと、多分国民は今回の被災については関心がある人が多いと思うので、わかりやすくしておけば国民の理解を得るというか、政府統計が役に立つという意識が高められるのではないかと思っているのです。

○樋口部会長 ありがとうございます。 もう一つは深尾先生。

○深尾部会長代理 前にここでも議論になったと思うのですが、東日本大震災のために東 北3県等の統計の欠損等が生じていますが、国民経済計算は日本経済全体の推計を行う必 要があるため、3県の統計無しというわけにはいきません。何らかの形で代替とか補完を して大変な御苦労をされて推計が行われていると思います。どうやって推計されているか というのは、国民経済計算推計の質を維持するという意味で非常に大事なことだと思いま す。

既に国民経済計算部は1-3月期の四半期別 GDP の1次速報値や2次速報値についてどういう推計をしたかということ、推計方法変更の考え方について一部公表されています。例えば民間最終消費支出の需要側の補助系列の推計だと、避難者については家計から除いた数を消費にかけて推計するとか、民間企業設備投資に関して調査遅延法人については3月11日以降、設備投資を行っていないものとして推計するといった割と強い仮定を置かれて推計をされています。

マクロ経済全体から見ると1-3月期であれば、3月 11 日以降の20 日間で一部の地域ですから GDPで見ても0.1%にも満たないかなり小さいものである可能性はあるわけですが、この状態というのは必ずしも3月で終わっているわけではなくて、今後も続いていくことも考えると、この1-3月期においてどういう代替推計がされたか。また今後どういう推計方法を考えられているかということについて、ちょうど専門家が集まって、GDPについて昨年度からの課題について議論するという流れにもなっているかと思いますので、そういう場で計算部の推計方法が適切か否かを確認していただければ、GDP 統計の質の維持という意味で貢献できるのではないかという趣旨でこのように書きました。

○樋口部会長 ありがとうございました。これについて何か御意見ありますでしょうか。 昨日のシンポジウムでもたくさんの人からこういった要望が寄せられまして、また、シ ンポジウムが終わった後でも尼崎の市会議員の先生から前回の反省ということで、前回こ ういう統計を残さなかったことが、我々にとって今回余り有効にそれが使われていない問 題点なんだ。是非残してほしいという要請もありました。だから残すわけではありません が、やはりこの点については広く、どういう形がいいかというのはこれから御議論いただ くことにして、この3番目のテーマを追加重要検討事項として指定したいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

そうしますと、もう一度確認いたしますが、本日の席上配付資料1に基づきますと、1番、2番、4番は今回はこれは指定しないということ。そして3番はこれを指定したいというふうに考えております。

今、お二人の先生から個別に御意見が出ましたが、これはもう通ずるところがあるということですので、「東日本大震災関係の統計データの提供等」というテーマで採用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

これで本日の議論するべきことは終了いたしました。最後に次回の基本計画部会の日程 につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、先ほど申し上げましたとおり8月 29 日の統計委員会終了後、本日と同様にこの会議室で実施いたします。議事は今日決定いたしました追加重要検討事項の審議及び先ほどの質問事項への回答を予定しております。詳細については開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇樋口部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会は終了いたします。どう もありがとうございました。